

改正 2015年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第146条に基づき中京大学大学院（以下「本大学院」という。）の科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 学則第131条の各号のいずれかに該当する者は、大学院科目等履修生として本大学院博士前期課程又は修士課程の開講科目（以下「科目」という。）の履修を申請することができる。ただし、各研究科に定めのある場合はこの限りではない。

(申請手続)

第3条 大学院科目等履修生として科目の履修を希望する者は、本大学院の指定する期間内に、次の各号に定める書類に、所定の選考料を添えて、申請するものとする。

- (1) 大学院科目等履修生志願書
- (2) 最終学校の卒業（見込）証明書又は在籍証明書
- (3) 最終学校の成績（単位修得見込）証明書
- (4) その他関係研究科委員会が指定するもの

(受入審査)

第4条 大学院科目等履修生の受入審査は、授業科目を開講する研究科委員会が行うものとする。

(科目の履修手続)

第5条 前条の審査の結果により、科目の履修を許可された者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、学則第21条に定める科目等履修生登録料及び科目等履修料を納付しなければならない。

2 科目等履修生登録料及び科目等履修料については、徴収猶予を行わない。

(科目の履修許可)

第6条 学長は、前条の履修手続を完了した者に、科目の履修を許可する。

(科目の履修期間)

第7条 科目の履修期間は、当該年度の学期初めから当該学期又はその年度の終わりまでとする。

2 大学院科目等履修生が、引き続き科目の履修を希望する場合は、あらためて申請するものとする。

(履修許可科目と単位数)

第8条 履修を許可することができる授業科目は、当該研究科委員会が決定する。

2 履修を許可することができる単位数は、1年度間につき、20単位以内とする。

(試験並びに成績評価及び単位授与)

第9条 大学院科目等履修生に対する試験並びに成績評価及び単位授与は、学則第126条から第129条までの規定を準用する。

(単位及び在学年数の認定の流用制限)

第10条 大学院科目等履修生として修得した単位は、正規の課程の単位とみなさない。ただし、当該の者が本大学院の正規の課程に入学した場合、当該研究科委員会は、その単位を正規の課程の単位として認めることができる。

2 大学院科目等履修生として本大学院に在学した年数は、正規の課程の在学年数に換算しない。

(各種証明書の発行)

第11条 大学院科目等履修生として在籍した期間及び修得した単位については、本人の請求により在籍証明書及び成績・単位修得証明書を発行することができる。

(履修の取り消し)

第12条 大学院科目等履修生が、学則第28条に定める事由に該当する場合は、その履修を取り消すことができる。

(その他)

第13条 大学院科目等履修生に関することは、本規程に定めるもののほか、学則に定める正規の課程の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。